

# 総務省による地方公営企業の 改革に向けた取組について



# 総務省による地方公営企業の改革に向けた取組①

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

## <公営企業を取り巻く環境>

- 人口減少 □料金収入の減少 □施設等の老朽化・大量更新期の到来 □災害・危機管理対策
- 財政健全化法の施行 □地方公会計の整備促進 □地方分権改革

### 経営状況の把握・経営管理

#### 地方公営企業会計の制度等の見直し

##### □ 資本制度の見直し

(平成24年4月から)

→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

##### □ 地方公営企業会計基準の見直し

(平成26年度予算・決算から)

→損益、資産等の正確な把握。

### 経営改革

#### □ 公営企業の抜本改革

(平成21年度～25年度)

→事業の廃止や民営化・民間譲渡、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入等を検討「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日自治財政局公営企業課長等通知)

資金不足比率が経営健全化基準以上である会計は大幅に減少(平成20年度:61会計→平成25年度:18会計)

# 総務省による地方公営企業の改革に向けた取組②

公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で、必要なサービスを将来にわたり安定的に継続するためには、平成26年度以降においても、自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが必要。

## 経営状況の把握・経営管理

### □ 公営企業会計の適用拡大

→ 平成27年度から平成31年度までの5年間を集中取組期間として、下水道事業及び簡易水道事業を中心に、公営企業会計の適用を推進（「公営企業会計の適用の推進について」平成27年1月27日総務大臣通知等）

- 経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上
- 弾力的な経営の実現 等

## 経営改革

### □ 経営戦略の策定等

→ 公営企業の中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定、同計画に基づく徹底した効率化・経営健全化等を推進（「公営企業の経営に当たっての留意事項」平成26年8月29日自治財政局公営企業課長等通知）。

→ 経営戦略の策定に当たっては、

- ・ 投資の合理化、財源の見直し、その他効率化等の経営見直し
- ・ 広域化とともにPPP/PFI（公共施設等運営権方式を含む。）や指定管理者制度、民間委託など民間の資金・ノウハウの活用等を積極的に検討。

財務の健全性とインフラ更新の両立の実現

持続可能なサービス提供の実現へ